



Title	有志連合海上作戦部隊の活動と国際法（三・完）： CTF150とテロ対策海上阻止活動
Author(s)	吉田, 靖之
Citation	阪大法学. 2013, 62(5), p. 275-288
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60190">https://doi.org/10.18910/60190</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 有志連合海上作戦部隊の活動と国際法（三・完）

—CTF150とテロ対策海上阻止活動—

吉田 靖之

## 第二章 テロ対策海上阻止活動の現状

本章では、対アフガニスタン武力行使終了後のフェーズにおけるテロ対策海上阻止活動につき検討する。また、本オペレーションが海上警備活動へ移行した後の海上阻止については、第一章冒頭で引用した武力紛争状態が存在しない状況下における海上阻止事由を主たる基準として検討を行うこととする。

### 第一節 「テロとの戦い」における自衛権行使の継続——米国の認識——

米英による対アフガニスタン武力行使が終了し、二〇〇二年六月にロヤジルカによるアフガニスタン・カルザイ新政権が成立した後も、テロ対策海上阻止活動は依然として継続されているが、活動の根拠については必ずしも明確にはされていない。<sup>(18)</sup>かかる状況をして、例えばハインチエル・フォン・ハイネクは、米英による対アフガニスタン武力行使が終了した後は、米国同時多発テロ攻撃の責任のアフガニスタン・タリバン政権への帰属を理由とする

自衛権行使は、もはや困難になつたと総括する。<sup>(18)</sup> その上で、ハインチエル・フォン・ハイネクは、本論冒頭で紹介したように、対アフガニスタン武力行使が終了した後は厳密な意味での武力紛争状態は存在しないと認識しつつも、潜在的なテロ攻撃の脅威及び危険は依然として高いと評価し<sup>(19)</sup>、自衛権をやや柔軟に解釈することにより、OEFで行使された自衛権はかかる潜在的テロ攻撃もその対象とすると主張する。

米国が自衛権行使を国連に報告した文書を検討すると、米国が行使したのは、①米国同時多発テロ攻撃を計画、実行及び支援した者、並びに、②アル・カイダ等、将来においても同様のテロ攻撃を実行する疑いのある者の双方に指向される自衛権であることがうかがえる。<sup>(19)</sup> つまり、米国は、これらの二つの意味において自衛権を行使しており、これらを併せたものが米国の主張するテロとの戦いにおける自衛権行使なのである。<sup>(19)</sup> このように考えると、カルザイ政権が成立した段階で、①のアフガニスタン国家との関係における自衛権行使は終了したが、②のアル・カイダ等との関係における自衛権行使は未だ継続中と考えることは不可能ではない。<sup>(19)</sup> つまり、ハインチエル・フォン・ハイネクの主張と同様に、米国は、対アフガニスタン武力行使が終了した後も依然としてテロとの戦いを遂行していることから、アフガニスタンに所在するテロリスト集団へのテロ関連物資の輸送やそれらの者の資金源となる麻薬の密輸を海上阻止することは自衛権行使として正当化されると認識しているようである。そして、二〇一二年五月二日に米海軍特殊部隊（Navy Seals）がパキスタン領域内にてウサマ・ビン・ラディンのtargeted killingを行つた際に、ホルダー（Holder, E.）米司法長官が当該行為をアル・カイダとの武力紛争における国家の自衛（national self-defence）である旨の声明を発表したが、本声明は、上述の米国の認識を裏付けるものである。

## 第二節 対アフガニスタン武力行使の終了と海上警備活動への移行

第二章で検討したとおり、米英による対アフガニスタン武力行使が継続していた期間中は、自衛権行使にかかる均衡性の範囲内で許容される措置を最大限実施することは、恐らく可能であったと思われる。<sup>(198)</sup>しかし、米英による対アフガニスタン武力行使が終了し、背景としての国際的武力紛争状態がもはや存在しない状態では、いささか状況が異なる。かかる状態において、なお自衛権行使の一環としてテロ関連物資等の輸送に従事している嫌疑ある船舶の海上阻止を継続的かつ強制的に実施するためには、非国家主体に対する自衛権行使は依然として継続するという、上述した米国のような立場を選択する必要がある。<sup>(199)</sup>そして、このこととの関連において極めて興味深いのは、対アフガニスタン武力行使終了後の二〇〇一年一月に、パレスチナ当局への武器輸送に従事していたとの理由により、イスラエルがイラク船籍貨物船 *Karin-A* を公海上で拿捕した事例である。イスラエルは、本事例は切迫したテロの脅威に対抗するためテロ全般に対する自衛権を確認した安保理事会決議一三七三に依拠した行動であると主張した。このイスラエルの主張は、非国家主体に対する自衛権行使は継続するとする先の米国の立場と同様である。しかし、かかる主張を唱えるイスラエルに対する国際社会の反応は極めて冷淡であり、イスラエルの立場を支持する国は、米国を含め皆無であった。<sup>(200)</sup>

二〇〇六年にアフガニスタンで新たにカルザイ政権が成立した後も、同政権の了承の下、アフガニスタン国内に展開するOEF地上軍部隊は、同国南部及び東部のパキスタン国境付近等を中心としたアル・カイダ及びタリバン勢力の掃討作戦に従事している。<sup>(201)</sup>アフガニスタン政府の承認と安保理事会決議に基づき、OEF地上軍部隊がアフガニスタン領域内においてアル・カイダ及びタリバン勢力の掃討に従事することには、特段の問題はない。<sup>(202)</sup>他方で、米国が主張するテロリズムとの戦いの一環としての自衛を理由とする公海上での海上阻止は、海賊や奴隸取引取締

りの場合とは根拠を全く異にし、公海海上警察権と同等に扱うことはできない。<sup>(203)</sup>

その後、安保理事会は決議一三九〇を採択し、カルザイ政権成立後のアル・カイダやタリバン勢力の掃討作戦の効率化を目的として、加盟国に自国船舶等を使用したテロリストへの武器、弾薬、装備品等の供給禁止を改めて決定した。<sup>(204)</sup>しかし、決議一三九〇は海上における船舶への海上阻止には何らの言及をも行っていない。さらに、テロリスト或いはテロ関連物資の輸送阻止は公海海上警察権行使の対象とはされておらず、加えて、かかる活動に関する特別の合意等も存在しない。武力紛争状態を背景としない状況下では、公海上での航行船舶の海上阻止は、場合によっては国際法上の武力行使に該当する可能性も否定できないことから、旗国以外の国による航行船舶の海上阻止には、相応の法的根拠が必要となる。

関連する国連安保理事会決議が海上阻止のための十分な根拠を供出せず、加えて、安保理事会決議一三六八及び一三七三で言及された国連憲章第五一条で確認されている自衛権を海上阻止の根拠として継続的に援用することは、時間の経過に伴う脅威の急迫性の減衰により困難となつた。<sup>(205)</sup>そして、武力紛争状態の消滅という状況下では、仮に「非国家主体に対する自衛権行使の継続」という米国が主張する立場を選択したとしても、自衛権に根拠を求めて公海上において航行船舶の海上阻止を実施することには相当程度説得に無理があることにつき、CMF及びそれを主導する米国は、明示的には表明しないものの十分承知していたものと推察される。この点に関し、米英による対アフガニスタン武力行使が終了した後のテロ対策海上阻止活動の目的は、日本国防衛省の説明によると「アル・カイダ及びその関連組織がインド洋にてテロリスト及び関連物資の海上移動を図ること及びテロ活動実施を阻止或いは抑止すること」とされていることには留意すべきである。<sup>(206)</sup>つまり、この説明を念頭に置くと、対アフガニスタン武力行使継続期間中の海上阻止が武力紛争状態を背景とした自衛権行使による措置であったのに対し、対アフガニ

スタン武力行使終了後の海上阻止は、海上警備活動の一環としてテロリスト及びテロ支援物資等の海上移動阻止をより大規模、包括的かつ広範囲に実施することを目的とする法執行的な活動<sup>(208)</sup>へと移行したものと考えられる。<sup>(209)</sup>

### 第三節 海上警備活動における海上阻止活動

武力紛争状態が存在しない状況下における海上阻止の事由は、①国連海洋法条約の関係規定による場合、②国連海洋法条約以外の二国間若しくは多国間の条約若しくは合意等による場合に限定される。海上警備活動には、違法な漁業操業を除くほとんど全ての海上における違法行為への対応のほか、大量破壊兵器拡散防止のための活動も含まれている。<sup>(210)</sup>他方で、テロ対策海上阻止活動の対象とされる船舶は公海海上警察権行使の対象ではなく、また、その行為様が国連海洋法条約第一一〇条一項に全て該当するとは、一般的に想定しがたい。また、CMFが海上警備活動をオペレーションの中枢に据えた結果、テロリストのみならず、武器、麻薬或いは違法難民といった極めて広範囲な物資がテロ関連物資として海上阻止活動の対象となり、これはあたかも包括的戦時禁制品リストを彷彿させるものである。そして、かかる物資及び人の海上移動阻止を国連海洋法条約の規定のみに依拠して実施することは不可能であるため、CMF及びそれを主導する米国は、国連海洋法条約のみならず既存の関連する二国間及び多国間条約を可能な限り援用し、海上阻止活動を展開しているようである。

しかしながら、これらの人及び物資の移動阻止に関する法的根拠は、安保理事会決議で指定された禁輸物資の輸送阻止を行う国連海上阻止活動と比較すると、やや制限的ではある。まず、原則として、武器の輸送そのものは違法ではなく、特定の武器或いは武器全般の違法取引を禁止する条約は存在しない。次に、麻薬の違法取引取締りについては、国連海洋法条約は「全ての国は、公海上の船舶が国際条約に違反して麻薬及び向精神薬の不正取引を行

うことを防止するため協力する」（第一〇八条）とするにとどまる。このような活動を実際に取り締まるための条約としては、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（一九八八年）が存在する。本条約第七条三項では、締約国が他の締約国の旗を掲げ又は登録標識を表示するものが不正取引に関与していると疑つに足りる合理的な理由を有する場合には、旗国に通報し及び登録の確認を要請し、これが確認されたときは、当該船舶について適切な措置をとることの許可を旗国に要請することができるとする。そして、旗国は、かかる要請を行つた締約国に対し、当該船舶への乗船、捜索及び不正取引にかかわっていることの証拠が発見された場合には、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適切な措置をとることについて許可を与えることができるとする（同四項）。ちなみに、同様の趣旨を有するカリブ海地域における海上及び空域を介した麻薬及び向精神薬の違法な取引防止のための協力に関する合意（二〇〇三年<sup>(21)</sup>）では、麻薬及び向精神薬の取り締まりを目的として締約国領海内における第三国による法執行を容認する規定（同第八条一項）を設けており、注目される。さらに、このような他国領海内における外国艦船による法執行活動を許容しようとする動きは、船舶に対する武装強盗対処に関するも確認できる。<sup>(22)</sup>

次に、人の輸送及び移動が違法とされるのは、海洋法では奴隸貿易のみに限定される（国連海洋法条約第一〇一条）。確かに、テロリストという属性のみで海上において人を拘束する慣習法及び条約規定は存在せず、テロリストが海上を移動中であるという事実それ自体は違法性を帯びるものではない。この点に鑑み、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の一〇〇五年の議定書（一〇〇五年SUA条約議定書）（二〇一〇年七月二八日発効<sup>(23)</sup>）は、同議定書第七条に列挙されているテロ取締り関係諸条約に定める犯罪を構成する行為を行つた人の輸送行為を犯罪（offence）とした（第三条二項）。なお、一〇〇五年SUA条約議定書は、現に移動している人その

ものを直接取り締まるものではない。次に、移民密入国取締りに関しては、国際的組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（国際組織犯罪防止条約密入国議定書）（二〇〇四年一月二八日発効）が、締約国相互による船舶への乗船及び捜索を認めていた。国際組織犯罪防止条約密入国議定書では、締約国は他の締約国の国旗を掲げ又は登録標識を表示する船舶が移民の海路による密入国に関与していると疑うに足る合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し及び登録の確認を要請することができ、これが確認されたときは当該船舶について適当な措置をとる許可を旗国に要請することができる（第八条）。そして、旗国は、要請を行つた国に対し、当該船舶への乗船及び捜索の許可と、当該船舶が移民の海路による密入国に関与していることの証拠が発見された場合には、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適切な措置をとることについて許可を与えることができる（第八条二項）。また、同趣の条約として、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し処罰するための議定書（人身取引防止議定書）（二〇〇三年二月二五日発効）があるが、本条約には公海上の船舶に対する立ち入り及び捜索に関する特段の規定は見当たらない。このほか、米国がハイチ、キューバ、ドミニカ、バハマ等のカリブ海諸国との間で密入国取締りを目的とした二国間協定を締結している。<sup>214)</sup>

なお、参考ながら、EUにおいては、域内への違法な難民流入阻止と国境警備強化を図るため、FRONTTEXという機構が二〇〇四年に設立された。<sup>215)</sup> FRONTTEXの枠内での違法難民阻止活動は海上においても実施されており、それらは公海上での活動のみならず、二国間協定による他の領海内における違法難民の取り締まりを目的とした海上阻止活動も展開されている。<sup>216)</sup>

海上警備活動とは、法的根拠はそれぞれ異なるものの、いすれも海上阻止という共通した機能を有する諸活動を

海上における秩序維持及び航行の自由と安全確保という共通目的の下に統合した包括的概念である。<sup>(27)</sup> そして、海上警備活動における海上阻止は、多くの場合関係する条約若しくは二国間協定によるものである。海賊対処を目的とした海洋法上の普遍的管轄権を海上警備活動が対象とするその他の違法行為へ拡張することは困難であること、若しくは、例えば海上警備活動における海上阻止にかかる権限を包括的に付与する国連安理会決議といった、海上阻止活動の実施のための单一の法的根拠が存在しない現状では、CMF及びこれを主導する米国は、当面の間、関係する条約を最大限援用して海上警備活動に従事するものと推察される。しかしながら、条約はあくまで当事国間でのみ効力を有するものであることに加え、海上警備活動が対象とする全ての違法行為の根拠がそのような合意文書に完全に見いだせるというわけでもない。このような状況下で海上阻止を行うためには旗国の同意が必要となるが、その場合においても、CMFの説明によると、多くの場合において、旗国の同意ではなく船長の同意を得るにとどまっている。また、状況によつては、船長の同意すら得られない場合も一般的には想定されるが、このような状況においてなお海上阻止を強行するには、細部は不明ながらも、最終的には無国籍船に対する臨検（国連海洋法条約第一一〇条）として処理されるのであろうと推察するのが一応妥当な帰結である。したがつて、海上阻止活動は一定の法的根拠を有する活動であることは事実であるが、その法的基盤は盤石であると判断するのはなお慎重でなければならない。<sup>(28)</sup>

## おわりに

### 第一節 総括

海上阻止活動の法的性格に関する議論は、もともとは自衛権を巡るものから始まった。本論第二章後段で紹介し

たように、一九九〇年のイラクのクウェート侵攻時において、米国等によるイラクへの対応は国連憲章上の自衛権で十分可能であったが、他方で、第三国船舶への措置を講ずるためには国連憲章上の自衛権のみでは不十分とされた。その結果、対イラク海上阻止活動を要請する安保理事会決議六六五が採択されたのである。<sup>(20)</sup>その後、情勢の推移に伴い、テロ対策海上阻止活動においては、湾岸戦争当時は困難であると認識されていた自衛権行使による第三国船舶への措置実施が從前よりも一般に受け入れられつつある徵候を示している。そして、そのような趨勢にあって出現したのがテロ対策海上阻止活動であり、現在、本オペレーションは海上警備活動へ移行しなお継続的に展開中である。

本論での考察を総括すると、テロ対策海上阻止活動をはじめとするCMFが展開しているオペレーションは、海上における秩序維持或いは航行安全確保というそれ自体は国際社会の誰もが異を唱えにくい目的、即ち、いわゆるGlobal Commons<sup>(21)</sup>を達成するために、米国等が、まず、オペレーションの背景の一つである安保理事会決議一三七三が憲章第七章の下で採択されたことを奇貨として捉え、その上で、海上阻止のための根拠である関係各規則類を、状況によってはやや拡大解釈して実施している事例であると判断することが、現時点では妥当であるものと思料される。<sup>(22)</sup>また、この点に関連し、今日では、「テロとの戦い」若しくは大量破壊兵器拡散防止というGlobal Commonsに属する題目を掲げていれば、個別国家による武力行使への批判がなくなるという政治的傾向が存在するという懸念が、一部の論調において見られている。<sup>(23)</sup>また、他方では、国際社会は、自國船舶が対象とならない限り、海上阻止活動という公海上に所在する船舶への強制的干渉行為を伴う活動が法的根拠を完全に明示にされないまま大規模に展開されているという事実を容認するか、若しくは黙認しているようすら見受けられる。

## 第二節 今後の展望

前節で論述したような状況を生じせしめているのは、海上阻止活動をとりまく情勢の大きな変化である。まず、伝統的な海上阻止活動である国連海上阻止活動の大規模な展開が見られた時代には、紛争の構図はあくまで「『國家』対『國家』」であつたのに対し、現在では「『國家』対『非國家』」という対立の構図が存在している。この対立構図の下では、従前国家に対しても機能してきた抑止は殆ど機能しないことから、脅威が顕在化する以前に海上部隊を予防的かつ常時継続的に展開させる必要性がある。次に、今日では、海上におけるテロ行為に代表されるような、従来型の海上犯罪に該当しない多種多様な複合的脅威が出現している。米国が主導するCMFの活動は、まさに上述した脅威の顕在化を防止するための活動であるといえるが、全ての海上阻止の場面においてそのための法的根拠が担保されているというわけではない。それにもかかわらず、CMFの活動に対する国際社会からの非難は現在のところ見られていない。國連安保理事会等の場において米国と利害が対立することの多い中国やロシアですらCMFの活動には協力しており、このことは強調されるべきである。このような事実の背景には、CMFが展開している海上阻止活動は、従前から存在する麻薬の違法取引や奴隸貿易の取締りという海洋法上の法執行活動との比較において、その目的として担保されるべき法益のレベルが著しく異なるという事由が存在する。麻薬の違法取引きや奴隸貿易はそれぞれに深刻な問題はあるが、他方で、国際的テロ組織をはじめとする非国家主体によるテロ攻撃や、そのような行為に使用されるおそれのある大量破壊兵器脅威の拡散は今や国際社会共通の懸念事項であり<sup>(23)</sup>、海洋法上の法執行が対象とする事象とは国際社会全体に及ぼす脅威の深刻度が格段に異なる。このような脅威へより適切に対処するためには、本来は国連安保理事会による集団的措置若しくは国連海上阻止活動が実施されるべきであろうが、実際にはCMFという有志連合諸国による「個別的な海上阻止活動」による対応となっている。

海上阻止活動というオペレーションは、時代の変遷を経て国際社会一般に定着してきている。そして、その歴史は、従前は困難であると思われていた特異かつ例外的な事象が、法的議論をなお残しながらも、国際の平和と安全の維持又は回復のための手段として当たり前に定着してゆく過程に他ならない。そして、CMFが展開するテロ対策海上阻止活動が法的基盤に一部曖昧な部分を残しながらも既に国際社会に定着しているという事実は、あたかも一九世紀末に海賊対処のための普遍的管轄権が確立された如く、二一世紀の今日においては、国際の平和と安全に対する潜在的脅威の顕在の阻止を中心とする目的とした予防的かつ個別的な海上阻止活動の実施のために、国家実行を通じて既存の法的枠組みに代わる新たな概念が出現しつつある徵候を示唆するものであるのか。この論点について、国際法の観点から最終的な評価を下すためには、今しばらく状況の推移と国家実行蓄積の状況を慎重に見極めつつ、よりなる継続的な考察が必要である。

本論の執筆にあたり、アンドリュー・マーデック英國海軍法務中佐（Commander Andrew Murdoch, Royal Navy, LL. M., Barrister）との意見交換を通じ、同中佐から多くの有益な示唆を受け、また、貴重な資料の提供を得た。ノット記して謝意を表する次第である。

- (§) Van Dyke, J. M., "The Disappearing Right to Navigational Freedom in the Exclusive Economic Zone," *Marine Policy*, Vol. 29, No. 2 (March, 2005), p. 118.
- (§) Heinischel von Heinegg, W., "Legality of Maritime Interception Operations within the Framework of Operation Enduring Freedom," in Bothe, M., O'Connell, M. E. and Ronzitti, N. eds., *Redefining Sovereignty: The Use of Force after the Cold War* (Transnational Publishers Inc, 2005), p. 370.
- (§) *Idem*, "Current Legal Issues in Maritime Operations: Maritime Interception Operations in the Global War on

Terrorism, Exclusion Zones, Hospital Ships and Maritime Neutrality,” in Jaques, R. B. ed., *Issues in International Law and Military Operations*, International Law Studies, Vol. 80 (Naval War College, 2006), p. 208.

(註) *Id.*, p. 212 : O'Connell, E., “Evidence of Terror,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 7, No. 1 (April, 2002), p. 29.

(註) UN DOC SC 7167, *supra* note 125.

(註) UN DOC S/2001/946, *supra* note 48.

(註) Naert, F., “The Impact of the Fight against International Terrorism on the *Jus ad Bellum* after 11 September,” *Katholieke Universiteit Leuven Institute for International Law Working Paper*, No. 68 (January, 2005), p. 14 : 森川前掲論文注六、七八頁。

(註) ぐやんチナリ・ハナハ・ハイネクが唱へるもは田舎様を本軸に構築する立場は、最近の国際司法裁判所の判例によると、ふつぶ論ながら確認じやる。E. g., Separate Opinion of Judge Simma, ICJ Judgment of 6 November 2003, Case Concerning Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), *ICJ Reports 2003* (2003), pp. 174-175.

(註) *Remarks by the President at 2002 Graduation Exercise of the United States Military Academy, West Point, New York, June 1 2002*, <http://www.mtholyoke.edu/acad/intrel/bush/wesrpoint.html>, as of 31 August, 2010.

(註) 森川前掲論文注一〇六、一一七頁。

(註) “AG concerned over revenge for bin Laden,” <http://newyork.onpolitix.com/news/46936/ag-concerned-over-revenge-for-bin-laden>, as of 24 May, 2011.

(註) Greenwood, C., “International Law and the Pre-emptive Use of Force : Afghanistan, Al-Qaida and Iraq,” in *idem*, *supra* note 18, p. 684.

(註) Kwast, *supra* note 59, p. 68.

(註) Byers, M., “Policing the High Seas : The Proliferation Security Initiative,” *American Journal of International Law*, Vol. 98, No. 3 (2004), pp. 533-534.

(註) Grey, C., *International Law and the Use of Force*, 2nd ed. (Oxford University Press, 2004), p. 168.

(註) *Id.*, p. 170.

- (203) 薬師寺公夫「公海上犯罪取締りの歴史的展開——公海上警察権としての臨検の権利を中心に」栗林忠男、杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開』（有信堂、1100四年）、11111—1115頁。
- (204) UN DOC S/RES 1390 (16 January, 2002), paras. 1 (b), (c).
- (205) Guilloyle, supra note 87, p. 82.
- (206) Kwart, supra note 66, p. 238; Klein, supra note 24, p. 308.
- (207) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/katsudou05\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/katsudou05_1.html), as of 4 October 2007.
- (208) 村瀬信也「国際法における国家管轄権の域外執行——国際テロリズムへの対応——」『上智法学論集』第四九卷、111・四号（1100六年）一四四頁；小寺彰「給油問題と国連決議不要」『日本経済新聞』1100七年10月九日。
- (209) 日本のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（補給支援特措法）（平成110年1月14日法律第一号）によれば、テロ対策海上阻止活動は、「諸外国の軍隊等が行っているテロ攻撃による脅威除去に務めたり」として、国際連合の目的達成に寄与する諸活動のうち、テロリスト、武装等の移動を国際協調の下に阻止及び抑止するため、イハド洋を航行する船舶に対する検査、確認その他の必要な措置をひらめ活動」とされ（第二条一項）。
- (210) U.S. Department of Homeland Defense, *The National Strategy for Maritime Security*, supra note 77, pp. 3-6.
- (211) The 2003 Agreement Concerning Cooperation in Suppressing Illicit Maritime and Air Trafficking in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances in the Caribbean Area.
- (212) IMO DOC A/22/Res. 922 (29 November, 2001).
- (213) Protocol of 2005 to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation, IMO DOC LEG/Conf. 15/21 (1 November, 2005).
- (214) Papastavridis, E., "Interception of Human Beings on the High Seas : A Contemporary Analysis Under International Law," *Syracuse Journal of International Law and Commerce*, Vol. 36, No. 2 (2009), pp. 179-181.
- (215) <http://www.frontex.europa.eu>, as of 6 August, 2011.
- (216) Papastavridis, E., "Fortress Europe and FRONTEX : Within or Without International Law?", *Nordic Journal of International Law*, Vol. 79 (2010), pp. 88-90.

(217) パソーも新たな海上阻止活動の一環として位置づけられてゐるよハドあるが、本論の冒頭で申し述べたよハドに、本構想についてこでは稿を改めて考察するいへんした。

(218) Murdoch, *supra* note 12, p. 322.

(219) Greenwood, C., "New World Order or Old ? The Invasion of Kuwait and the Rule of Law," in *idem*, *supra* note 18, p. 530.

(220) Department of Defense, *Quadrennial Defense Report February 2010*(QDR 2010) (1 February, 2010), pp. 8-9.

(221) ゃなみに、日本国政府は、テロ対策海上阻止活動における船舶の海上阻止は、基本的には旗国の同意が前提とされてゐる認識してゐる。第一六五回国会国土交通委員会政府参考人小松一郎外務省国際法局長答弁、『參議院会議録情報第一六五回国会国土交通委員会第七号』(平成一八年二月一日)。

(222) Garwood-Gowers, A., "Israel's Airstrike on Syria's Al-Kibar Facility : A Test Case for the Doctrine of Pre-emptive Self-Defence ?," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 16, No. 2(2011), pp. 289-290. 本論でも度々指摘したよハド、武力紛争状態が存在しない状態においては航行船舶への干渉は国際法上の武力行使に該当する可能性あるいふかと、上述した名目による海上阻止の実施には一層の慎重やが求められるものと思料される。

(223) 真山全「武力攻撃の発生と自衛権行使」『国際安全保障』第二二一巻四号(1400四年)、一九一-100頁。